

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○道路の区域変更(三件)	(道路課)	一
○道路の供用開始	(同)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(管財課)	二
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	二

告 示

○宮城県告示第四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 三九八号
- 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
	A	八・三〇 九一・〇	一、五二四・〇	上記A、B

石巻市北上町十三浜字猪の沢四七番六地先から
同市北上町十三浜字浪田九九番五地先まで

後B		A	前B	
C			C	
—	一一・五〇 六四・七	—	八・〇〇 二五・〇	—
—	一、九〇七・〇	—	二九〇・九	—

及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 道路の種類 県道
- 路線名 馬籠志津川線
- 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
後	前	後	前		
七・六〇 七・九	五・三〇 五・三	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

○宮城県告示第四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年一月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
気仙沼市大浦二二八番二地先から 同市小々汐二番一地先まで		A B C		六・〇 七・五		一四〇・〇		上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。
		後B A C		七・五 二二・五		二六〇・八		

○宮城県告示第四十六号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。
 その関係図面は、令和五年一月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和五年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市大浦二二八番二地先から 同市小々汐二番一地先まで	令和五年 一月二十四日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 入退庁管理等システム構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年一月十一日
- 四 落札者の名称及び所在地 テクノ・マインド株式会社 仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号
- 五 落札金額 六千五百七十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年十一月二十九日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字台九十五番十	石巻市新館三丁目一番四十六号	石川住宅二号
	佐藤 丈一郎	
	石巻市新館三丁目一番四十六号	石川住宅二号
	佐藤 舞	